

経済制裁に関する諸規制への対応についてのお願い

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

2020 年 8 月

当行は、「外国為替及び外国貿易法」(「外為法」)をはじめとした本邦諸規制、並びに米国 OFAC 規制をはじめとした各国の経済制裁に関する諸規制を遵守するため、お客様の全送金取引に関して、経済制裁措置対象者や国際テロリスト、制裁措置対象国・地域の関与した取引等に該当しないことを確認させていただいております。

お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

① 遵守すべき規制の代表例

- ・ 外国為替及び外国貿易法(日本)
- ・ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(日本)
- ・ OFAC 規制(米国)

② お取引の関係者に関する情報について

- ・ 特定国向けの支払規制に該当しないことを確認するために、金融機関は受取人の住所・所在地等の情報を把握することを求められております。従いまして、受取人住所(国・都市名を含む)を必ずご記載いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ 受取人が制裁対象者等と同姓同名・類似氏名等の場合には、同一人物であるか否かの確認の一環として、生年月日等の個人情報や企業の実質的支配者等の情報など、追加の情報を伺うことがあります。
- ・ 制裁対象者リストは日々更新されておりますので、過去に送金したことのある送金先であっても、新たに確認をさせていただく場合がございます。
- ・ 確認等ができない場合には、送金実行に遅延が生じたり、お取引をお断りすることがございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

③ 規制対象取引ではない旨のご申告について

- ・ 以下に記載したような外為法上の規制対象取引ではない旨を確認し、ご利用のチャンネルに応じてご案内の申告方法にて、規制対象取引ではない旨をご申告ください。

1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

2. 北朝鮮の「資金使途規制」

- ・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

3. イランの「資金使途規制」

- ・ 「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
- ・ 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

4. 特定国(地域)に関する支払規制

- ・ 人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止

※ 本規制の対象となる支払は、次の者を受取人とするものになります。

- (1) 北朝鮮に住所・居所を有する自然人
- (2) 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「法人等」)
- (3) 上記(2)の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所(以下「支店等」)
- (4) 上記(1)または(2)により実質的に支配されている法人等
- (5) 上記(4)の法人等の外国にある支店等

- ・ お取引が上記規制に該当する送金ではないことが確認できない場合、また当行が必要と判断した場合には、インボイス等送金の裏付けとなる資料のご提出や、送金目的の詳細の確認を、お客様に依頼する場合があります。
- ・ 確認等ができない場合には、送金実行に遅延が生じることがございますので、お取引先の情報や送金目的の詳細を可能な限りあらかじめ送金指図に含めていただくようお願いいたします。
- ・ お客様宛の被仕向送金につきましても同様に送金目的の詳細な確認をお客様に依頼する場合があります。
- ・ 追加情報や資料のご提出に際しては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関するご照会につきましては、シティサービス部（お電話 03-6776-9200 / E メール japan.citiservice@citi.com）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上